

令和4年 第16回 委員会議題

令和4年10月25日

1 議案

議案第59号 福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

議案第60号 福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

議案第61号 福岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

議案第62号 福岡市長選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

議案第63号 福岡市長選挙における投票所の指定について

議案第64号 福岡市長選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

議案第65号 福岡市長選挙における投票所を閉じる時刻の変更について

議案第66号 福岡市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

議案第67号 福岡市長選挙における開票の場所及び日時について

議案第68号 福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

議案第69号 福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

議案第70号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第59号

福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における西区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和4年10月25日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- 1 場所 福岡市西区内浜一丁目4番1号
福岡市西区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和4年11月6日 午後6時から

(理由)

公職選挙法第175条第3項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（投票記載所の氏名等の掲示）

第一百七十五条

- 3 第一項の掲示の掲載の順序は、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつてはいずれの掲示の掲載の順序も同一となるように都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において第八十六条第一項から第三項まで、第八十六条の二第一項、第八十六条の三第一項又は第八十六条の四第一項若しくは第二項の規定による届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。ただし、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙について当該くじを行つた後、第八十六条第八項又は第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出があつた場合（これらの規定による届出のあつた公職の候補者の全員が候補者でなくなつたときを除く。）は、これらの規定の期間が経過した後市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに改めて行うくじで定める順序による。

議案第60号

福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における西区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

令和4年10月25日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。
ただし、2段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
 - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
 - (2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符号する固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を第2とする。
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

(理 由)

公職選挙法第175条第3項の規定による。

議案第61号

福岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定め、告示する。

令和4年10月25日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川 口 晴 義

別紙のとおり

(理 由)

公職選挙法第144条の2の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（ポスター掲示場）

- 第百四十四条の二 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第百四十三条第一項第五号のポスター（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。）の掲示場を設けなければならない。
- 2 前項の掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定する。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減ずることができる。
 - 3 第一項の掲示場は、市町村の選挙管理委員会が、投票区ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置する。
 - 4 市町村の選挙管理委員会は、第一項の掲示場を設置したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならない。
 - 5 公職の候補者は、第一項の掲示場に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定め、あらかじめ告示する日から第百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターそれぞれ一枚を掲示することができる。この場合において、市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。
 - 6 前項の場合において、公職の候補者一人が掲示することができる掲示場の区画は、縦及び横それぞれ四十二センチメートル以上とする。
 - 7 前各項に規定するもののほか、第一項の掲示場におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める。
 - 8 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市町村の議会の議員及び長の選挙については市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、第百四十三条第一項第五号のポスターの掲示場を設けることができる。
 - 9 都道府県又は市町村が前項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合には、当該掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、当該都道府県又は市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、その総数を減ずることができる。
 - 10 第三項から第七項までの規定は、第八項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合について、準用する。

ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	設 置 場 所	
愛宕第一	1	福岡市西区愛宕浜二丁目2番 ウエーブコースト8番館前植樹帯
	2	福岡市西区愛宕浜二丁目2番 ウエーブコースト2番館前植樹帯
	3	福岡市西区愛宕浜二丁目1番 イーストコート9号棟前植樹帯
	4	福岡市西区愛宕浜二丁目1番 イーストコート5号棟南側植樹帯
	5	福岡市西区愛宕浜二丁目1番 クリアコースト3番館西
	6	福岡市西区愛宕浜二丁目1番 愛宕浜東緑地北側
	7	福岡市西区愛宕浜二丁目1番 愛宕浜東緑地南側
愛宕第二	1	福岡市西区豊浜二丁目13番 豊浜公園東側
	2	福岡市西区豊浜二丁目27番 愛宕浜一丁目バス停横
	3	福岡市西区豊浜二丁目17番 マリナタウン第1バス停向側
	4	福岡市西区愛宕四丁目15番 愛宕小学校正門横
	5	福岡市西区愛宕三丁目2番 ルネッサンス室見向側フェンス
	6	福岡市西区愛宕四丁目15番 愛宕小学校東南側角
	7	福岡市西区愛宕三丁目23番 愛宕北公園東側ガードレール
愛宕第三	1	福岡市西区愛宕一丁目2番 アクシス室見前
	2	福岡市西区愛宕一丁目29番 駐車場フェンス
	3	福岡市西区愛宕一丁目5番 室見川筑肥橋横
	4	福岡市西区愛宕一丁目25番 交通局姪浜変電所南側フェンス
	5	福岡市西区愛宕一丁目7番 個人敷地前植樹帯
	6	福岡市西区愛宕二丁目16番 サワライズ愛宕駐車場ブロック塀
	7	福岡市西区愛宕四丁目24番 ヘルスケアさわら前
能古	1	福岡市西区能古657番地32 能古保育園前
	2	福岡市西区能古726番地9 能古公民館前
	3	福岡市西区能古457番地7 能古渡船場待合所前
	4	福岡市西区能古1611番地2 個人敷地向側
	5	福岡市西区能古194番地 個人敷地向側
	6	福岡市西区能古706番地 個人敷地向側
愛宕浜	1	福岡市西区愛宕浜四丁目37番 愛宕浜4号公園前
	2	福岡市西区愛宕浜一丁目11番 愛宕浜2号公園
	3	福岡市西区大字小呂島17番地 福岡市漁業協同組合小呂島支所前
	4	福岡市西区姪の浜三丁目39番3号 アーベイン姪の浜マリナステージ3前
	5	福岡市西区愛宕浜四丁目42番1号 愛宕浜小学校正門横
	6	福岡市西区愛宕浜一丁目32番1号 姪浜中学校北側植込
	7	福岡市西区愛宕浜三丁目2番 愛宕浜中央公園駐車場南側
	8	福岡市西区愛宕浜四丁目10番 愛宕浜南公園北側フェンス

姪浜第一	6	1	福岡市西区姪の浜二丁目20番23号	姪北小学校正門横
	2	福岡市西区姪の浜三丁目37番	福岡市漁業協同組合姪浜支所駐車場前	
	3	福岡市西区姪の浜三丁目10番15号	天然寺堀前	
	4	福岡市西区姪の浜三丁目12番	万正寺向側	
	5	福岡市西区姪の浜二丁目20番28号	姪北公民館北側フェンス	
	6	福岡市西区姪の浜三丁目32番	姪浜北公園西側フェンス	
	7	福岡市西区姪の浜二丁目21番	名柄団地公園南側フェンス	
姪浜第二	7	1	福岡市西区姪の浜四丁目24番	姪浜駅北側
	2	福岡市西区姪の浜一丁目3番18号	ときわ幼稚園フェンス	
	3	福岡市西区姪の浜二丁目7番	姪浜3号公園	
	4	福岡市西区姪の浜二丁目10番6号	姪浜小学校正門横	
	5	福岡市西区姪の浜一丁目1番67号	姪浜ドライビングスクール前フェンス	
	6	福岡市西区姪の浜一丁目20番29号	NTT西日本姪浜電話交換所フェンス	
	7	福岡市西区姪の浜二丁目10番	姪浜小学校北側フェンス	
姪浜第三	8	1	福岡市西区姪浜駅南一丁目1番	姪浜駅南口向側タクシー乗降場横
	2	福岡市西区内浜一丁目4番1号	西区役所前	
	3	福岡市西区姪浜駅南二丁目4番	姪浜中央公園北東側	
	4	福岡市西区愛宕南一丁目6番	しろうお集会所前緑地	
	5	福岡市西区姪浜駅南三丁目7番	姪浜中公園フェンス	
	6	福岡市西区姪浜駅南四丁目5番	姪浜公園	
	7	福岡市西区愛宕南二丁目7番	姪浜4号公園	
	8	福岡市西区姪浜駅南二丁目15番19号	九州電力姪浜変電所フェンス	
内浜第一	9	1	福岡市西区姪の浜五丁目8番8号	内浜小学校正門横
	2	福岡市西区姪の浜四丁目19番	上野間公園フェンス	
	3	福岡市西区姪の浜五丁目8番8号	内浜小学校北西角フェンス	
	4	福岡市西区姪の浜六丁目1番8号	福岡市農業協同組合姪浜支店東側	
	5	福岡市西区姪の浜五丁目23番	興徳寺東側フェンス	
	6	福岡市西区姪の浜六丁目6番	名柄橋南側	
	7	福岡市西区姪の浜六丁目14番	姪浜当方公園前フェンス	
	8	福岡市西区姪の浜六丁目3番	姪浜2号公園前	
内浜第二	10	1	福岡市西区小戸三丁目7番	小戸南公園東側
	2	福岡市西区小戸三丁目7番	小戸南公園南側	
	3	福岡市西区小戸三丁目24番	フードウェイ小戸店西側	
	4	福岡市西区小戸四丁目11番32号	内浜公民館入口	
	5	福岡市西区小戸三丁目24番	フードウェイ小戸店駐車場横	
	6	福岡市西区小戸三丁目42番	小戸三丁目集会所前フェンス	
	7	福岡市西区小戸四丁目31番	神功町公園フェンス	
	8	福岡市西区小戸五丁目2番	神功町西公園西側	

11 内浜第三	1	福岡市西区小戸一丁目35番	小戸東公園フェンス
	2	福岡市西区小戸二丁目5番	西部水処理センター南東角
	3	福岡市西区小戸一丁目8番	名柄橋北側
	4	福岡市西区小戸一丁目15番14号	ファディ駐車場フェンス
	5	福岡市西区小戸二丁目1番2号	いきいき工房東側フェンス
	6	福岡市西区小戸二丁目1番25号	小戸ゴルフセンター南側フェンス
	7	福岡市西区小戸一丁目27番1号	福岡市姪の浜ポンプ場北側
12 内浜第四	1	福岡市西区内浜一丁目3番7号	西福岡年金事務所東側
	2	福岡市西区内浜一丁目12番1号	内浜中学校正門横
	3	福岡市西区内浜一丁目4番7号	西保健所南側
	4	福岡市西区内浜一丁目12番1号	内浜中学校西門横
	5	福岡市西区内浜二丁目2番	都町公園東側フェンス
	6	福岡市西区内浜二丁目4番	旧九州電気保安協会月極駐車場前フェンス
	7	福岡市西区内浜二丁目25番	駐車場横ブロック塀
	8	福岡市西区内浜一丁目2番	市営野添住宅南側フェンス
13 福重	1	福岡市西区福重四丁目25番1号	福重小学校正門横
	2	福岡市西区福重五丁目14番	新室見公園フェンス
	3	福岡市西区福重三丁目26番	福重公園北側フェンス
	4	福岡市西区福重二丁目29番	壱岐公園東側フェンス
	5	福岡市西区福重三丁目28番	鹿町公園フェンス
	6	福岡市西区福重団地7番	福重団地7棟前
	7	福岡市西区福重四丁目25番2号	福重公民館南側フェンス
	8	福岡市西区福重五丁目8番	福重五丁目集会所前フェンス
14 石丸第一	1	福岡市西区石丸三丁目9番25号	石丸小学校正門横
	2	福岡市西区石丸三丁目7番	石丸東公園西側
	3	福岡市西区石丸三丁目44番19号	個人敷地東側ガードフェンス
	4	福岡市西区石丸三丁目29番	石丸西公園入口横
	5	福岡市西区石丸四丁目12番	石丸南公園西側
	6	福岡市西区石丸四丁目9番	十郎川団地5棟向側フェンス
	7	福岡市西区石丸四丁目3番1号	旧西部市場北側フェンス
15 石丸第二	1	福岡市西区石丸二丁目24番	石丸中公園東側植込
	2	福岡市西区石丸二丁目5番	石丸1号公園
	3	福岡市西区石丸二丁目16番15号	石丸二丁目集会所前フェンス
	4	福岡市西区石丸一丁目27番	石丸公園入口横
	5	福岡市西区石丸一丁目29番1号	石丸市営住宅南側
	6	福岡市西区石丸二丁目5番10号	石丸公民館前
	7	福岡市西区石丸二丁目25番	石丸一号緑地

16 石丸第三	1	福岡市西区大町団地17番	大町団地集会所向側フェンス
	2	福岡市西区大町団地9番	大町団地9棟横駐車場東側フェンス
	3	福岡市西区大町団地1番	大町団地東公園南側駐車場フェンス
	4	福岡市西区大町団地22番	大町団地西部ガスガバナ室前
	5	福岡市西区大町団地23番	大町団地23棟北側角
	6	福岡市西区大町団地17番	大町団地西公園南側
	7	福岡市西区大町団地14番	大町団地14棟前南側道路ガードレール
17 下山門	1	福岡市西区下山門四丁目15番1号	下山門小学校正門横
	2	福岡市西区下山門団地1番	下山門駅西自転車駐車場前
	3	福岡市西区下山門団地19番	下山門中央公園西側フェンス
	4	福岡市西区下山門団地16番	下山門団地16棟東側フェンス
	5	福岡市西区下山門団地11番	下山門団地11棟北側フェンス
	6	福岡市西区生の松原一丁目1番	生の松原集会所東側
	7	福岡市西区下山門一丁目7番	下山門1号公園北側フェンス
	8	福岡市西区下山門三丁目13番	下山門北公園入口横
18 西陵	1	福岡市西区下山門団地39番	下山門団地39棟前
	2	福岡市西区生の松原二丁目3番	小松原公園北側フェンス
	3	福岡市西区下山門団地42番	下山門団地42棟横フェンス
	4	福岡市西区生の松原四丁目1番	生ノ松原緑地前フェンス
	5	福岡市西区生の松原四丁目24番	生の松原公園南側
	6	福岡市西区生の松原四丁目1番	生ノ松原緑地北東角
	7	福岡市西区下山門団地74番	下山門団地74棟西側植込
19 壱岐第一	1	福岡市西区拾六町三丁目21番	壱岐小学校西門横
	2	福岡市西区拾六町団地4番	拾六町団地南バス停横
	3	福岡市西区拾六町団地4番	拾六町団地21棟横公園フェンス
	4	福岡市西区拾六町二丁目3番	サニー福重店西側フェンス
	5	福岡市西区拾六町三丁目18番	ひなぎく保育園斜め向側ガードフェンス
	6	福岡市西区拾六町三丁目8番	拾六町東公園南側
	7	福岡市西区拾六町四丁目15番	拾六町1号公園南側
	8	福岡市西区野方六丁目33番	棒目橋

20 壱岐第一	1	福岡市西区生松台一丁目1番	生松台入口バス停向側
	2	福岡市西区野方七丁目780番地2	生の松原特別支援学校前ガードフェンス
	3	福岡市西区生松台一丁目20番	生松台北2号公園北側フェンス
	4	福岡市西区野方六丁目23番	野方打ヶ浦公園フェンス
	5	福岡市西区生松台二丁目23番	生松台中公園フェンス
	6	福岡市西区生松台二丁目32番	生松台南公園フェンス
	7	福岡市西区生松台二丁目46番	生松台東公園フェンス
	8	福岡市西区西の丘三丁目13番	西の丘中央公園東側入口掲示板横
21 壱岐南第一	1	福岡市西区戸切三丁目19番	特別養護老人ホームマナハウス向側ガードレール
	2	福岡市西区戸切三丁目2番	戸切児童広場東側フェンス
	3	福岡市西区野方三丁目33番	野方藤ヶ丘北公園東側
	4	福岡市西区野方三丁目5番	萩ヶ丘団地入口町内掲示板向側
	5	福岡市西区野方二丁目36番	観進原公園フェンス
	6	福岡市西区戸切二丁目17番1号	壱岐南小学校西側外壁
	7	福岡市西区戸切三丁目17番	戸切公園南側フェンス
22 壱岐南第二	1	福岡市西区壱岐団地128番地1	壱岐団地南集会所入口横
	2	福岡市西区橋本一丁目3番	県道561号北側フェンス
	3	福岡市西区橋本一丁目34番	室見川河畔公園東側
	4	福岡市西区壱岐団地106番地5	個人宅向側川沿いフェンス
	5	福岡市西区橋本二丁目26番	地下鉄橋本駅1番出入口前
	6	福岡市西区橋本二丁目37番	地下鉄橋本駅2番出入口東側植込
	7	福岡市西区壱岐団地1345番地74	壱岐団地南公園南側
23 壱岐南第三	1	福岡市西区野方五丁目15番3号	野方団地集会所西側塀
	2	福岡市西区野方五丁目11番	野方西公園フェンス
	3	福岡市西区野方五丁目11番	野方中央公園北側入口横
	4	福岡市西区野方五丁目45番	野方南公園フェンス
	5	福岡市西区野方五丁目19番	野方東公園西側フェンス
	6	福岡市西区野方五丁目56番	大音公園西側フェンス
	7	福岡市西区野方五丁目61番	野方台公園北側

24 金武第一	1	福岡市西区大字金武2136番地1	金武公民館向側
	2	福岡市西区大字金武2056番地4	個人敷地向側
	3	福岡市西区大字吉武220番地	田んぼ脇ガードレール
	4	福岡市西区大字羽根戸420番地	一乗寺向側
	5	福岡市西区大字飯盛534番地	飯盛保育園向側
	6	福岡市西区大字金武744番地1	金武バス停東側
	7	福岡市西区大字金武865番地1	南金武バス停南側
	8	福岡市西区大字金武1750番地1	かなたけの里公園入口バス停横
	9	福岡市西区大字金武204番地1	金武南公園西側フェンス
25 金武第二	1	福岡市西区室見が丘一丁目7番	金武南公園南側フェンス
	2	福岡市西区室見が丘二丁目22番	金武ふれあい広場南西角
	3	福岡市西区室見が丘二丁目6番	室見が丘中央公園西側
	4	福岡市西区室見が丘一丁目27番	室見が丘西公園西側
	5	福岡市西区室見が丘三丁目23番	室見が丘南公園南側
	6	福岡市西区室見が丘三丁目12番	室見が丘緑地
	7	福岡市西区室見が丘二丁目7番	室見が丘東公園東側
26 城の原	1	福岡市西区上山門一丁目27番1号	城原小学校西側フェンス
	2	福岡市西区城の原団地27番	城の原団地バス停横
	3	福岡市西区城の原団地28番	城の原団地28棟前集会所前
	4	福岡市西区上山門一丁目27番1号	城原小学校東門横
	5	福岡市西区上山門二丁目39番24号	山ノ上公園西側フェンス
	6	福岡市西区上山門二丁目19番	城の原公園東側フェンス
	7	福岡市西区城の原団地21番	城の原団地21棟前
	8	福岡市西区上山門三丁目14番	高崎公園西側フェンス
27 壱岐東	1	福岡市西区橋本一丁目14番2号	壱岐東公民館西側フェンス
	2	福岡市西区壱岐団地17番	壱岐団地17棟向側川沿いフェンス
	3	福岡市西区壱岐団地74番	壱岐団地中公園入口横
	4	福岡市西区壱岐団地37番	壱岐団地37棟西側フェンス
	5	福岡市西区壱岐団地71番	壱岐団地中央公園東側フェンス
	6	福岡市西区壱岐団地173番地15	壱岐団地北公園東側
	7	福岡市西区壱岐団地51番	壱岐団地51棟横フェンス
28 玄界島	1	福岡市西区大字玄界島21番地3	玄界公民館前
	2	福岡市西区大字玄界島無番地	玄界島船着場前
	3	福岡市西区大字玄界島1219番地60	市立玄界診療所西側
	4	福岡市西区大字玄界島180番地	児童公園
	5	福岡市西区大字玄界島字浜ノ上1番地1外	玄界復興記念公園フェンス

29 今宿第一	1	福岡市西区今宿東三丁目12番3号	三菱電機体育館フェンス
	2	福岡市西区今宿青木1053番地	神和自動車向西側フェンス
	3	福岡市西区今宿東二丁目17番	今宿公園フェンス
	4	福岡市西区今宿駅前一丁目17番	今宿松原公園フェンス
	5	福岡市西区今宿駅前一丁目2番	ドコモショップ今宿店北側歩道ガードパイプ
	6	福岡市西区今宿駅前一丁目19番	今宿郵便局前バス停横ガードパイプ
	7	福岡市西区今宿駅前一丁目21番	長垂海浜公園前バス停横ガードパイプ
30 今宿第二	1	福岡市西区今宿青木138番地1	今宿公民館東側水路ガードパイプ
	2	福岡市西区今宿東一丁目1番1号	三菱電機(株)南側フェンス
	3	福岡市西区今宿上ノ原694番地	相原入口交差点北側ガードレール(水路沿い)
	4	福岡市西区今宿上ノ原488番地1	本村バス停向側ガードレール
	5	福岡市西区今宿青木514番地1	今宿青木市住南側フェンス
	6	福岡市西区今宿東一丁目27番1号	今宿小学校正門側フェンス
	7	福岡市西区今宿青木230番地2	今宿青木公園フェンス
	8	福岡市西区今宿町238番地	今宿町238番地ガードレール
	9	福岡市西区今宿町426番地2	今宿谷公園フェンス
31 今津	1	福岡市西区今津4808番地	今津小学校正門横
	2	福岡市西区今津1886番地8	今津南公園北東側フェンス
	3	福岡市西区今津4928番地	今津日赤入口バス停横ガードレール
	4	福岡市西区今津54番地1	福岡市漁業協同組合姪浜支所浜崎今津支所事務所向側
	5	福岡市西区今津1586番地先	今津公園西側歩道ガードパイプ
	6	福岡市西区今津4798番地53	今津ポンプ場敷地(今津自動車西側)
	7	福岡市西区今津3581番地	今津大原公園柵
	8	福岡市西区今津3652番地先	大原橋バス停横ガードレール
32 周船寺第一	1	福岡市西区周船寺一丁目22番39号	周船寺小学校運動場入口
	2	福岡市西区周船寺一丁目7番	周船寺駅バス停横ガードレール
	3	福岡市西区大字千里342番地8先	筑前高校入口バス停横ガードパイプ
	4	福岡市西区周船寺一丁目19番	ほっともつと周船寺店東側フェンス
	5	福岡市西区周船寺一丁目4番	公道側ガードレール
	6	福岡市西区大字宇田川原260番地5	宇田川原公園フェンス
	7	福岡市西区飯氏961番地4	平田公園西側フェンス

33 周船寺第二	1	福岡市西区大字飯氏876番地1	周船寺公民館向側ガードレール
	2	福岡市西区周船寺二丁目439番地1	伊観神社横側道
	3	福岡市西区周船寺二丁目2番	周船寺駅前駐輪場西側壁面
	4	福岡市西区大字飯氏558番地1	大字飯氏558番地ガードレール
	5	福岡市西区周船寺二丁目18番43号	サンライズ周船寺Ⅱ向側ガードレール
	6	福岡市西区周船寺三丁目22番	周船寺3号公園フェンス
	7	福岡市西区周船寺二丁目15番50号	住宅敷地前歩道ガードパイプ
34 西都	1	福岡市西区大字女原288番地1	一宮神社南側ガードレール
	2	福岡市西区北原一丁目11番4号	北原中公園北側植込
	3	福岡市西区大字女原56番地6	女原公園フェンス
	4	福岡市西区西都一丁目9番11号地先	女原田尻線 橋りょう東側欄干
	5	福岡市西区北原一丁目7番30号地先	伊都区画整理駅前線橋りょう西側欄干
	6	福岡市西区大字徳永593番地2先	住宅敷地西側水路前歩道ガードパイプ
	7	福岡市西区西都二丁目1番1号	西区役所西部出張所玄関前
	8	福岡市西区北原一丁目1番	九大学研都市駅西側高架下駐輪場フェンス
35 元岡第一	1	福岡市西区太郎丸一丁目2番24号	元岡小学校正門横
	2	福岡市西区学園通一丁目641番地1	今出集会所東側ガードパイプ
	3	福岡市西区元浜一丁目8番15号付近	セブンイレブン福岡元浜一丁目店 駐車場対面ガードレール
	4	福岡市西区田尻二丁目29番13号	田尻二丁目29番ガードレール
	5	福岡市西区田尻三丁目356番地1	田尻中公園フェンス
	6	福岡市西区太郎丸二丁目7番地11	太郎丸公民館北側ガードレール
	7	福岡市西区大字桑原1115番地1	(株)松尾管工駐車場東側ガードレール
	8	福岡市西区大字元岡872番地	大坂の池脇歩道ガードレール
	9	福岡市西区田尻東一丁目23番	石崎公園前
36 元岡第二	1	福岡市西区泉一丁目4番地	大生水池前ガードレール
	2	福岡市西区泉一丁目9番24号	泉西集会所裏ため池フェンス
	3	福岡市西区泉一丁目19番	泉バス停先ガードパイプ(泉交差点566側西)
	4	福岡市西区泉二丁目9番	セジュール泉Ⅱ向側ガードパイプ
	5	福岡市西区泉二丁目79番地	泉東公園内
	6	福岡市西区泉三丁目984番地	深町池フェンス
	7	福岡市西区泉三丁目1048番地1	泉公園内
37 宮浦	1	福岡市西区大字宮浦1978番地1	北崎公民館前フェンス
	2	福岡市西区大字宮浦1937番地1	畑中バス停(下り)側ガードパイプ
	3	福岡市西区大字宮浦273番地	唐泊漁協ストアー横グラウンド
	4	福岡市西区大字宮浦1182番地	宮浦公民館西隣
	5	福岡市西区大字宮浦1115番地9	唐泊漁港入口横ガードレール
	6	福岡市西区大字宮浦1947番地4	畑中児童広場東側ガードレール

38 西 浦	1	福岡市西区大字西浦665番地	大字西浦665番地ガードレール
	2	福岡市西区大字西浦1062番地先	井上橋東側ガードレール
	3	福岡市西区大字西浦1078番地先	西ノ浦公園西側フェンス
	4	福岡市西区大字西浦736番地1先	梢バス停向側ガードパイプ
	5	福岡市西区大字西浦1277番地3	大字西浦1277番地ガードパイプ
	6	福岡市西区大字西浦1021番地先	西岡公民館北側ガードレール
39 小 田	1	福岡市西区大字小田1194番地5	小田公民館横(小田児童広場フェンス)
	2	福岡市西区大字小田22番地1	サイクリングロード小田休憩所
	3	福岡市西区大字小田497番地1	福寿寺東側道路フェンス
	4	福岡市西区大字小田3046番地2	大字小田3046番地ガードレール
	5	福岡市西区大字小田2857番地	大静寺東側ガードレール
	6	福岡市西区大字小田1905番地	大字小田1905番地ガードレール
	7	福岡市西区大字草場344番地	大字草場344番地ガードレール
40 玄 洋	1	福岡市西区横浜二丁目34番	玄洋中学校前バス停横ガードパイプ
	2	福岡市西区今宿二丁目7番	今宿1号公園フェンス
	3	福岡市西区横浜二丁目17番	横浜北公園フェンス
	4	福岡市西区横浜三丁目25番	林田公園フェンス
	5	福岡市西区今宿三丁目38番1号	玄洋小学校西門横フェンス
	6	福岡市西区今宿東一丁目2番地先	今宿駅高架下自転車駐輪場フェンス
	7	福岡市西区横浜三丁目4番	上新田公園フェンス
	8	福岡市西区横浜一丁目28番	横浜南公園フェンス

議案第62号

福岡市長選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における西区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

令和4年10月25日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川口晴義

期日前投票所	設置期間
福岡市西区内浜一丁目4番1号 福岡市西区役所3階大会議室A・B	令和4年11月7日から 令和4年11月19日まで
福岡市西区西都二丁目1番1号 福岡市西区役所西部出張所2階202会議室	令和4年11月7日から 令和4年11月19日まで
福岡市西区橋本二丁目27番2号 木の葉モール橋本1階会議室(ATMコーナー横)	令和4年11月12日から 令和4年11月19日まで
福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所1階市民ロビー	令和4年11月12日から 令和4年11月19日まで
福岡市西区大字小呂島61番地1 福岡市愛宕浜公民館小呂分館	令和4年11月15日
福岡市西区大字玄界島21番地3 福岡市玄界公民館	令和4年11月15日

ただし、福岡市愛宕浜公民館小呂分館については、選挙人名簿に記載されている住所が西区大字小呂島の選挙人に、福岡市玄界公民館については、選挙人名簿に記載されている住所が西区大字玄界島の選挙人に限る。

(理由)

公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第39条の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（期日前投票）

第四十八条の二

6 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十九条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間（二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間）、市役所
-------	-----	----------------------------------------------------------------------------------------------

（投票所）

第三十九条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

議案第63号

福岡市長選挙における投票所の指定について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における西区の各投票区の投票所を次のように指定し、告示する。

令和4年10月25日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川 口 晴 義

別紙のとおり

(理 由)

公職選挙法第39条の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（投票所）

第三十九条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

投 票 所 一 覧 表

投票区 番号	投票区名	投 票 所
1	愛宕第一	福岡市西区愛宕浜二丁目2番9号 ウエーブコースト管理センター
2	愛宕第二	福岡市西区愛宕4丁目11番11号 愛宕公民館
3	愛宕第三	福岡市西区愛宕二丁目19番2号 観音寺保育園
4	能古	福岡市西区能古726番地9 能古公民館
5	愛宕浜	福岡市西区愛宕浜四丁目42番1号 愛宕浜小学校講堂
6	姪浜第一	福岡市西区姪の浜二丁目20番23号 姪北小学校講堂
7	姪浜第二	福岡市西区姪の浜二丁目10番6号 姪浜小学校講堂
8	姪浜第三	福岡市西区内浜一丁目4番1号 西区役所1階ロビー
9	内浜第一	福岡市西区姪の浜五丁目8番8号 内浜小学校講堂
10	内浜第二	福岡市西区小戸四丁目11番32号 内浜公民館
11	内浜第三	福岡市西区小戸一丁目35番 姪浜北住宅集会所
12	内浜第四	福岡市西区内浜一丁目5番54号 西部療育センター遊戯室
13	福重	福岡市西区福重四丁目25番1号 福重小学校講堂
14	石丸第一	福岡市西区石丸三丁目9番25号 石丸小学校講堂
15	石丸第二	福岡市西区石丸二丁目5番10号 石丸公民館
16	石丸第三	福岡市西区大町団地12番 大町団地集会所
17	下山門	福岡市西区下山門四丁目15番1号 下山門小学校講堂
18	西陵	福岡市西区上山門三丁目5番1号 西陵公民館
19	壱岐第一	福岡市西区拾六町三丁目21番1号 壱岐小学校講堂
20	壱岐第二	福岡市西区野方七丁目825番地 生の松原特別支援学校講堂
21	壱岐南第一	福岡市西区戸切三丁目20番8号 特別養護老人ホーム マナハウス
22	壱岐南第二	福岡市西区壱岐団地128番地1 壱岐団地南集会所
23	壱岐南第三	福岡市西区野方五丁目15番3号 野方団地集会所
24	金武第一	福岡市西区大字金武2136番地1 金武公民館
25	金武第二	福岡市西区室見が丘三丁目9番4号 室見が丘集会所
26	城の原	福岡市西区上山門一丁目26番12号 城原公民館
27	壱岐東	福岡市西区橋本一丁目14番2号 壱岐東公民館
28	玄界島	福岡市西区大字玄界島21番地3 玄界公民館
29	今宿第一	福岡市西区今宿東三丁目12番3号 三菱電機体育館
30	今宿第二	福岡市西区今宿青木138番地1 今宿公民館
31	今津	福岡市西区今津4808番地 今津小学校講堂
32	周船寺第一	福岡市西区周船寺一丁目22番39号 周船寺小学校講堂
33	周船寺第二	福岡市西区大字飯氏876番地1 周船寺公民館
34	西都	福岡市西区西都二丁目1番1号 西部出張所1階ロビー
35	元岡第一	福岡市西区太郎丸一丁目2番24号 元岡小学校講堂
36	元岡第二	福岡市西区泉一丁目9番24号 泉西集会所
37	宮浦	福岡市西区大字宮浦1182番地3 宮浦公民館
38	西浦	福岡市西区大字西浦1012番地1 西岡公民館
39	小田	福岡市西区大字小田1195番地2 小田公民館
40	玄洋	福岡市西区今宿三丁目38番1号 玄洋小学校講堂

議案第64号

福岡市長選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和4年10月25日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

1 変更を行う期日前投票所並びに開く時刻及び閉じる時刻

期日前投票所	開く時刻	閉じる時刻
木の葉モール橋本1階会議室 (ATMコーナー横)	午前10時	午後7時
福岡市役所1階市民ロビー	午前10時	午後7時
福岡市愛宕浜公民館小呂分館	午前11時	午後2時
福岡市玄界公民館	午後2時	午後7時30分

(理 由)

公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第1項の規定による。

(参 考) 期日前投票所概要

1 小呂島

(1) 有権者数 (令和4年9月1日現在) 140人

(2) 最近の選挙における選挙当日有権者数及び投票率

(令和4年7月10日執行 参議院議員通常選挙)

当日有権者数(人)			投票者数(人)			投票率(%)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
70	71	141	44	41	85	62.86	57.75	60.28

(3) 略図…別添

(参 考) 期日前投票所概要

2 玄界島

- (1) 有権者数（令和4年9月1日現在）334人
 (2) 最近の選挙における選挙当日有権者数及び投票率
 （令和4年7月10日執行 参議院議員通常選挙）

当日有権者数(人)			投票者数(人)			投票率(%)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
165	169	334	33	48	81	20.00	28.40	24.25

- (3) 略図…別添

○公職選挙法（抜粋）

（期日前投票）

第四十八条の二

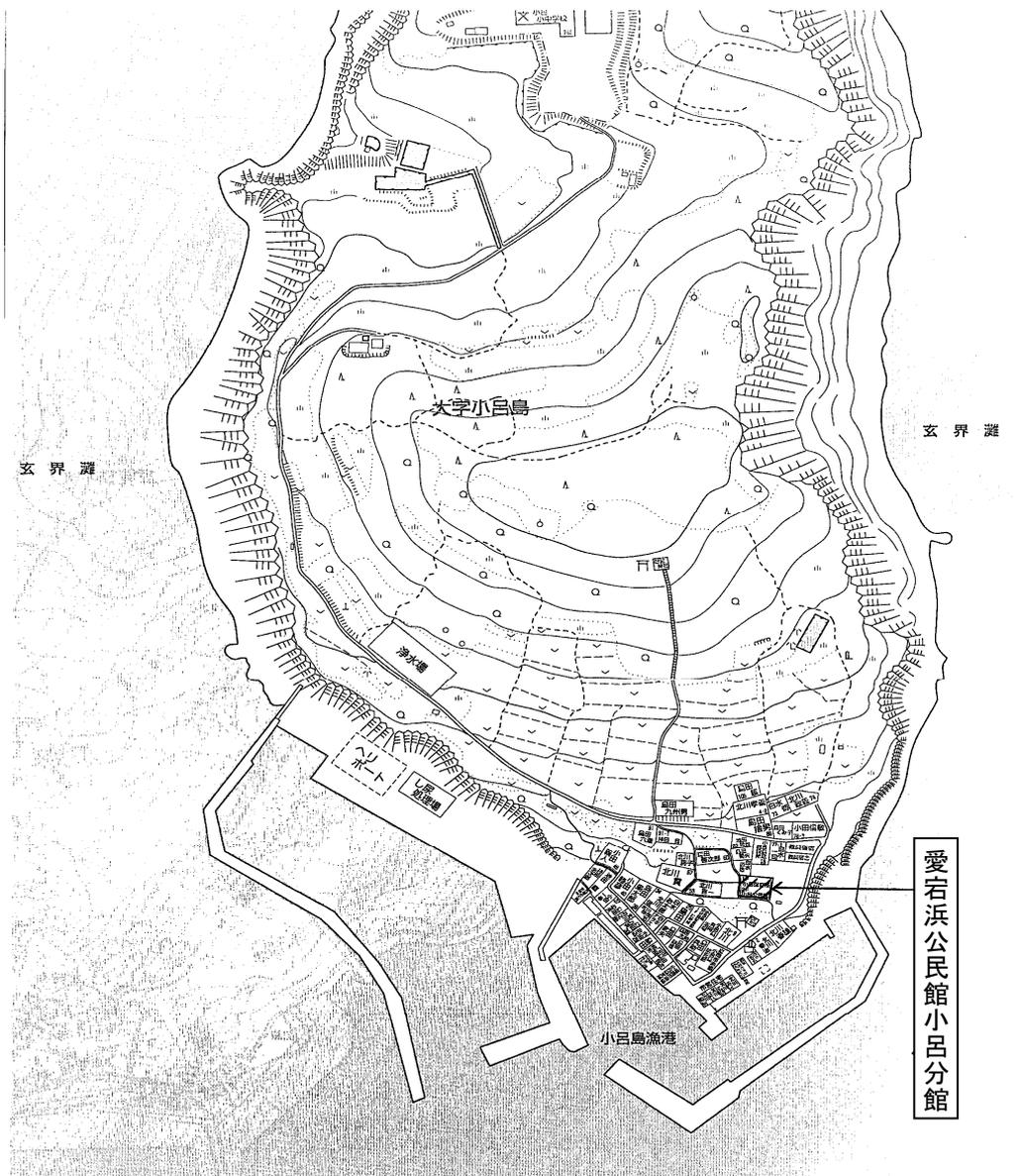
- 6 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十条第一項	午前七時	午前八時三十分
第四十条第一項ただし書	選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。	次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める措置をとることができる。 一 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が一である場合 期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。 二 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が二以上である場合（午前八時三十分から午後八時までの間において、いずれか一以上の期日前投票所が開いている場合に限る。） 期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。

（投票所の開閉時間）

- 第四十条 投票所は、午前七時に開き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

・小呂島投票所



・玄界島投票所



議案第65号

福岡市長選挙における投票所を閉じる時刻の変更について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における西区玄界島投票区の投票所を閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和4年10月25日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- 1 玄界島投票区の投票所を閉じる時刻
午後6時

(理 由)

公職選挙法第40条第1項の規定による。

(参 考) 玄界島投票区概要

- 1 有権者数 (令和4年9月1日現在) 334人
- 2 最近の選挙における選挙当日有権者数及び投票率
(令和4年7月10日執行 参議院議員通常選挙)

当日有権者数(人)			投票者数(人)			投票率(%)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
165	168	333	96	101	197	58.18	60.12	59.16

○公職選挙法 (抜粋)

(投票所の開閉時間)

第四十条 投票所は、午前七時に開き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないとして認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

議案第66号

福岡市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における西区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和4年10月25日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

別紙のとおり

(理 由)

第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（投票管理者）

第三十七条

2 投票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。

○公職選挙法施行令（抜粋）

（投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任）

第二十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

議案第67号

福岡市長選挙における開票の場所及び日時について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における西区開票区の開票の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和4年10月25日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- 1 場所 福岡市西区拾六町一丁目13番35号
福岡市立西体育館
- 2 日時 令和4年11月20日 午後9時15分から

(理 由)

公職選挙法第63条の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（開票所の設置）

第六十三条 開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

議案第68号

福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙につき、西区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和4年10月25日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- 1 場所 福岡市西区内浜一丁目4番1号
福岡市西区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和4年11月17日 午後6時から

(理 由)

公職選挙法第62条第6項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（開票立会人）

第六十二条

- 6 第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。

福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙につき、西区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじの方法を次のように定める。

令和4年10月25日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- 1 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合
 - (1) くじはくじ棒により行う。
 - (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
 - (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
 - (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
 - (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
 - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
 - イ くじ箱から2本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。
- 2 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超えない場合
開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、前記1(5)に準じてくじを行う。

(理 由)

公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（開票立会人）

第六十二条

- 2 前項の規定により届出のあつた者（次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。）が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。
 - 一 公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。）が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき（第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。）。当該公職の候補者
 - 二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき（第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。）。当該候補者届出政党
 - 三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき。当該衆議院名簿届出政党等
 - 四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき。当該参議院名簿届出政党等
- 4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。

議案第70号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年10月25日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- | | | |
|---|-----------|------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 694人 |
| | 内訳 死亡者 | 283人 |
| | 市外転出者 | 411人 |
| | 誤載者 | 0人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和4年10月25日 |

(理 由)

公職選挙法第28条の規定による。(赤②)

(参 考)

抹消の基準日 令和4年10月1日

- 1 死亡者
令和4年9月1日から令和4年9月30日までに市長から通知を受けた死亡者
- 2 市外へ転出後4箇月を経過した者
令和4年5月1日から令和4年5月31日までに市外へ転出した者
- 3 抹消の内訳

区 分	男	女	計
死 亡 者	155	128	283
転 出 者	204	207	411
誤 載 者	0	0	0
計	359	335	694